

国民健康保険鬼石病院
「電子カルテシステム導入」に関するプロポーザル選定委員会設置要綱

(令和5年5月30日決裁)

(設置)

第1条 国民健康保険鬼石病院電子カルテシステム導入事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きを公平かつ適正に実施するため、国民健康保険鬼石病院「電子カルテシステム導入」に関するプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等提出された書類の審査
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
- (3) プロポーザルの評価及び事業者の選定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に関して必要な事項

(事業者の選定)

第3条 委員会は、別に定める評価基準に基づき企画提案書等の内容の審査及び評価を行い、事業者を選定するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者を委員とする組織とする。

- (1) 鬼石病院病院長
- (2) 鬼石病院副病院長
- (3) 鬼石病院医師
- (4) 鬼石病院薬局長
- (5) 鬼石病院検査室技師
- (6) 鬼石病院事務長
- (7) 藤岡市企画課長
- (8) 藤岡市行革・デジタル推進課長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席によって成立する。
- 3 委員長は、委員が会議に出席できない場合は、その代理人による出席を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員（代理人を含む）の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、国民健康保険鬼石病院事務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

(別紙)

国民健康保険鬼石病院
「電子カルテシステム導入」に関するプロポーザル評価基準

評価項目			評価の視点	指標	配点
提案 評価	事業者 評価	業務執行技術力	当該業務遂行知識・ 経験	同規模以上の医療機関へ導入実績はあるか	20
		実施体制	業務提供実施体制	導入作業の責任者、責任者の明確さと配 置、構成及び当院との連絡体制	20
		アピール事項	最新技術及び特殊機 能の提案	先進技術の提案やシステム活用による効果	20
	内容 評価	提案事項実施のた めの取組方針	事業の理解度と取組 姿勢	目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に 記載されているか 当院現状課題の把握と改善に取組む意欲を 感じられるか	20
		導入体制及びスケ ジュール	導入体制及びスケジ ュールは妥当か	役割分担やスケジュールが明確で実現可能 か	20
		提案内容の的確性	医療の質の向上	具体的で実現性が高く、効果が期待できる 内容か	30
			患者サービスの向上	待ち時間の短縮、患者の負担軽減に関する 提案等	30
			医療の安全確保	患者情報（感染症情報等）の見落としし防 止、有効なチェックやアラート機能等	30
			業務の効率化	医師、看護師の業務軽減と画面操作の工夫 により、感覚的に操作が可能か	30
			経営管理・分析	算定漏れ、入力漏れ対策やデータの活用方 法	30
	保守・運用支援	障害発生時等の保守体制・セキュリティ対 策は万全か	30		
		資料の正確性と説 得力	資料が分かりやすいか、誤字脱字が少ないか 説明に説得力があるか		20
機能 評価	要求仕様充足状況	要求仕様の機能要件を満たしているか 必要な機能が標準機能として提供されているか		400	
事業費 評価	導入評価	見積金額		150	
	保守・システム更新費用	見積金額		150	
合計点					1000

※評価点が600点以上でなければ業者選定者として認めないものとする。